CCSBT 公式会合のライブ配信に関する付託事項

（第 33 回委員会年次会合（2026 年 10 月 8 日）において採択）

背景

2024 年に開催された CCSBT 31 に付属する拡大委員会会合において、メンバー[1]は将来の CCSBT 会合にライブ配信機能を追加する可能性を提起し、事務局長が CCSBT 32 及び財政運営委員会（FAC）による検討に向けて同機能にかかる費用見積りを提示することを勧告した。

これを受けて、事務局は、2025 年 10 月に開催された拡大委員会会合に対し、将来の CCSBT 会合のライブ配信を検討するに当たって考慮すべき事項 (CCSBT-EC/2510/04) 及び考え得るオプションにかかる推定費用 (CCSBT-EC/2510/06) を総括した文書を提出した。

ほとんどのメンバーは、透明性の向上を指摘しつつ、ユーザーに関する制限（例えばメンバー及びオブザーバーから登録及び承認された参加者に限定する、オンライン参加者はオブザーバーとしての参加に限定する）を設け、また機密保持上の懸念がある特定の議題については配信しない形での将来の会合のライブ配信を支持した。

CCSBT 32 における検討の結果を踏まえ、メンバーは、会合のライブ配信については全体的な支持があったもののアクセス、セキュリティ及びその他の運用上の課題に関して未解決の問題が残されていることに留意しつつ、事務局に対し、休会期間中にライブ配信の活用に関する付託事項を作成する任務を課した。

こうした背景を踏まえ、メンバーは、以下に記載した CCSBT 公式会合のライブ配信に関する付託事項に合意する。

1. 定義

本付託事項において、

1) 「ライブ配信」とは、メンバー及び／又はオブザーバーが対面会合に参加することなく全体会議の議論を視聴できるようにすることを目的に、オンラインプラットフォームを用いて、CCSBT 公式会合の議事進行をリアルタイムで配信することをいう。
2) 「視聴者」とは、対面会合に参加することなく議事試行を視聴することを専らの目的として、メンバー及び／又はオブザーバーにより CCSBT 公式会合のライブ配信にアクセスする者として指名された個人をいう。
3) 「オブザーバー」とは、CCSBT 手続規則の規則 3 に従い、CCSBT 公式会合に参加することを許可された国、主体又は組織をいう。

[1] 本付託事項全体を通じて、全ての「メンバー」との文言には拡大委員会メンバーが含まれ、また「CCSBT」との文言には拡大委員会が含まれる。

2. 一般原則

1) CCSBT 会合のライブ配信は、原則として以下に掲げる CCSBT 公式会合の全体会議に対して適用する。
 (a) 委員会及び拡大委員会の年次会合
 (b) 科学委員会及び拡大科学委員会会合
 (c) 遵守委員会会合（及び適当な場合は遵守専門作業部会会合）
 (d) 生態学的関連種作業部会会合（及び適当な場合は ERS 技術会合）
 (e) 拡大委員会が指定するその他の会合
2) 原則として、全ての議題をライブ配信の対象とする。しかしながら、メンバーからの要請があった場合は、特定の議題のライブ配信をメンバーのみに限定しなければならない。
3) ライブ配信は、本付託事項の第三部に定める資格を条件に、メンバー及びオブザーバーに対して解放される。
4) ライブ配信は専ら視聴に限定され、視聴者が対面会合の議論及び／又は活動に参加することはできない。遠隔参加者は、反対意見の表明及び／又は投票に参加することはできず、また定足数の一部を構成してはならない。
5) 会議期間中においては、会議場における対面会合が完全に優先される。したがって、機材の不調その他の問題によりライブ配信に問題が生じた場合でも、対面会合の進行は影響されない。
6) 視聴者によるライブ配信の録音、録画、配信、共有又はこれらに類する行為は許可されない。
7) メンバーは、会合期間中におけるライブ配信の実際の運用には臨機応変に対応する必要があることを踏まえ、事務局が議長との協議の下に現場判断により問題に対処する可能性があることを予め承知する。
8) ライブ配信を通じて共有された情報にも CCSBT 手続規則の規則 10 が適用され、視聴者が所属する代表団の外部にこれを公開してはならない。
9) 採択された会合報告書が、該当する会合の公式記録となる。したがって、ライブ配信中に電子的に表示されたあらゆる形式のキャプション又はその他のテキストも、会合報告書の内容に優先するものではなく、またその内容を解釈するための基礎として用いてはならない。
10) 視聴者は、自身によるライブ配信へのアクセスに適した環境（設備、インターネットへの接続及びプラットフォームの設定）を整える責任を有する。

3. ライブ配信の視聴資格

1) ライブ配信は、本付託事項第 4 部に掲げる登録手続きを条件として以下の者に解放される。
 (a) メンバーの代表団に含まれる者
 (b) 該当する会合に対する長期オブザーバーとしての地位を有するオブザーバーの代表団に含まれる者
 (c) 事前に該当する会合への参加を承認されたオブザーバーの代表団に含まれ

る者

2) ライブ配信にアクセスするためには、オブザーバーの代表団は少なくとも一名の対面参加者によって代表されなければならない。この要件は、関連する会合について CCSBT により長期オブザーバーの地位を付与されたオブザーバーには適用されない。
3) ライブ配信へのアクセスは、CCSBT 事務局から直接リンクを受領した個人にのみ限定され、他の者に対してリンクを共有又は転送することはできない。
4) CCSBT メンバーが登録できる視聴者数に制限はない。
5) オブザーバーに対して許可される視聴者数は 3 名までとする。

4. 会合前及び会合中の登録手続き

1) 視聴者の登録手続きは、対面参加者の登録に関する CCSBT 手続規則の規定に必要な調整を加えて準用する。
2) 具体的には、ライブ配信の視聴者は、定められた様式を用いて、会合開始 6 週間前までに対面参加者と合わせて登録される必要がある。
3) メンバーは、会合開始前のいずれの時点でも視聴者リストを変更することができる。
4) オブザーバーは、CCSBT 手続規則の規定に基づき、会合開始の 14 日前までであれば参加者リストに掲載されたライブ配信視聴者登録を変更することができる。
5) ライブ配信視聴者のリストは、関連する CCSBT 会合報告書の参加者リストに含まれる。

5. ライブ配信の運用

［プラットフォーム及び言語］

1) 各会合におけるライブ配信の準備及び運用は、必要に応じてサービスプロバイダと協力する形で、事務局がこれを管理する。
2) ライブ配信は、会議場及びサービスプロバイダにより利用可能なテクノロジーを考慮して、事務局が最も適切と考えるプラットフォームを通じて実施される。
3) 原則として、同時通訳が提供される会議では、ライブ配信においても英語と日本語の両言語が利用可能とされる。しかしながら、技術的な問題等により単一の言語のみが利用可能な場合は英語が優先されることを予め承知する。

［入室及び入室許可］

4) 視聴者によるライブ配信プラットフォームへの入室は、事前に登録された参加者／視聴者リストに基づいて厳格に管理される。
5) 視聴者は、プラットフォーム上で表示される名称が事前に登録された参加者／視聴者リストと突合できない場合、入室を拒否される場合があることを承知する。さらに、複数のデバイス又はアカウントによるプラットフォームへの入室は許可されない。
6) 視聴者は、会合開始の 15 分前までに、事務局から提供されたリンクを用いて

プラットフォームに入るべきである。

7) 事務局による視聴者の入室管理は、基本的に全体会議の開始 15 分前頃及び休憩時間中にのみ行われる。事務局が入室処理を行う時点で待合室に入っていなかった視聴者は、次の休憩時間まで入室を許可されない場合がある。

8) 会議時間中、事務局は、個別のユーザーの技術的問題の解決には対応しない。

［会議時間中の管理］

9) 特定の議題項目が（(第 2 部の 2）に基づき）ライブ配信の対象から除外された場合は、当該議題項目を議論する間、プラットフォームに接続されている会議室の音声及び映像をオフとする形で対応する。従って、視聴者は改めてプラットフォームに入室する手続きを必要とされない。

10) 第 2 部の 4）に記載したとおり、視聴者は対面会合における議論及び／又は活動に参加することができない。したがって、視聴者は、仮にプラットフォーム上でチャット機能又はリアクション機能が利用可能であったとしても、これらの機能を使用しないよう要請される。会合中、視聴者がプラットフォーム上で行ったチャットはモニタリングされない。しかしながら、事務局が視聴者への情報提供（例えば全体会合の再開時間）を行うためにチャット機能を利用する可能性はある。

11) 第 2 部の 5）で述べたとおり、会議の進行に当たっては対面会合が完全に優先される。したがって、視聴者は、ライブ配信中にプラットフォーム上で切断又はその他の問題が生じた場合、そうした問題は次の休憩時間まで対処されない可能性があることを承知する。

12) 本付託事項に記載された内容に対する視聴者の違反が確認された場合、事務局は、議長との協議の下、当該視聴者をプラットフォームから排除する。会議中に排除された者は、関連する代表団及び事務局との協議を経て、議長の権限においてプラットフォームへの再入室を許可される場合がある。

6. その他の留意事項

1) 本付託事項は、これに合意した時点において想定され得る最低限の規則を定めたものである。したがって、本付託事項は、テクノロジーの発達やライブ配信の導入及び実施を通じて得られた経験を踏まえ、必要に応じて更新されるべきである。

2) 実際の CCSBT 会合中に本付託事項では対処できない状況が発生した場合、事務局及び必要な場合はメンバーとの協議を経て、議長が対応方針を判断するものとする。

3) 実際の CCSBT 会合中に発生した状況であって、メンバーによる承認を要しないと議長が判断した些細な事項については、事務局が適切に対処するものとする。

4) 事務局は、事務局が EC 会合に提出する報告書の中で、CCSBT 会合におけるライブ配信に関する情報のサマリー（視聴者数及び費用対効果を含む）を提示する。また、必要に応じて、本付託事項の改訂案を提示する。